

医政発 0530 第 16 号  
平成 30 年 6 月 22 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の  
施行等について」の改正について

今般、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 70 号。【参考】参照。）が平成 30 年 5 月 30 日に公布、同年 6 月 1 日に施行されたことに伴い、「医療法の一部改正（臨床研究中核病院関係）の施行等について」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 69 号）について、別紙（【別紙 1】：新旧対照表（本文）、【別紙 2】：改正後全文・様式 7）のとおり、所要の改正を行うこととしました。

貴職におかれましては、御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。